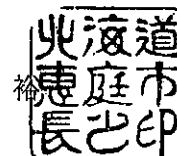


令和3年恵庭市告示第28-2号(新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施について)の一部を次のように改正し、令和5年2月12日から適用する。

令和5年2月20日

恵庭市長 原 田



記

令和3年恵庭市告示第28-2号中次の表の改正前の欄に掲げる語句を同表の改正後の欄に掲げる語句に改める。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------|---|----------------|-----|--|--|--|----------------|-----|--|
| 1・2 (略) | 1・2 (略) | | | | | | | | | | |
| <p>3 使用するワクチン</p> <p>(1) 初回接種</p> <p>初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p> </td> <td> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)</p> </td> <td> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 第一期追加接種</p> <p>第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p> | <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p> | <p>12歳以上の者</p> | <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)</p> | <p>12歳以上の者</p> | (略) | | <p>3 使用するワクチン</p> <p>(1) 初回接種</p> <p>初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p> </td> <td> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 第一期追加接種</p> <p>第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p> | <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p> | <p>12歳以上の者</p> | (略) | |
| <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p> | <p>12歳以上の者</p> | | | | | | | | | | |
| <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)</p> | <p>12歳以上の者</p> | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | |
| <p>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p> | <p>12歳以上の者</p> | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|----------|
| コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)(令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。) | 12 歳以上の者 |
| コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)(令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。) | 12 歳以上の者 |
| (略) | |

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

| | |
|---|---|
| コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)(令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。) | 18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) |
| コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)(令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。) | 18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) |

(4) (略)

4 (略)

| | |
|---|----------|
| コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)(令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。) | 12 歳以上の者 |
| (略) | |

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

| | |
|---|---|
| コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)(令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。) | 18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) |
|---|---|

(4) (略)

4 (略)